

国民に信頼される持続可能な公的年金
制度を構築すること
(施策番号Ⅸ-1-1)

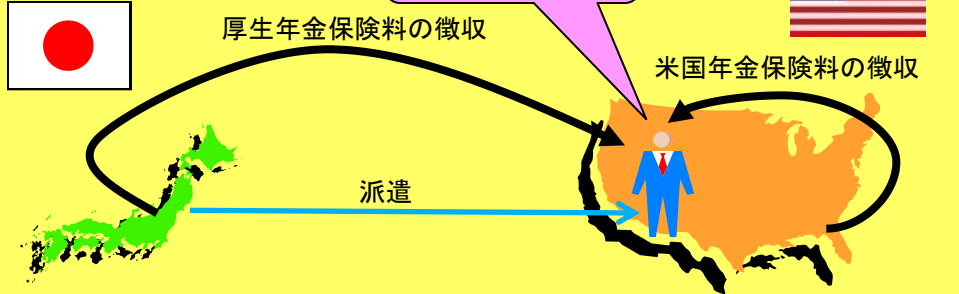
添付資料

社会保障協定について

○ 社会保障協定のねらい → 国際間の人的移動の活発化に伴う年金等に係る課題の解決

○ 協定発効前

【二重負担の課題】

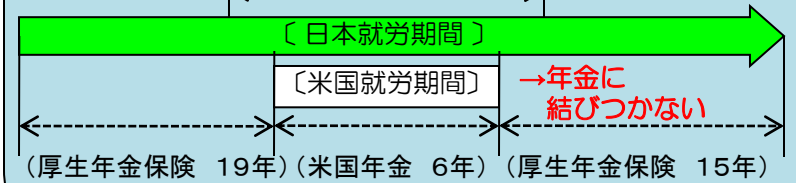


○ 日本の厚生年金保険料と米国の年金保険料の両方を払うことが必要

【年金受給資格の確保の課題】

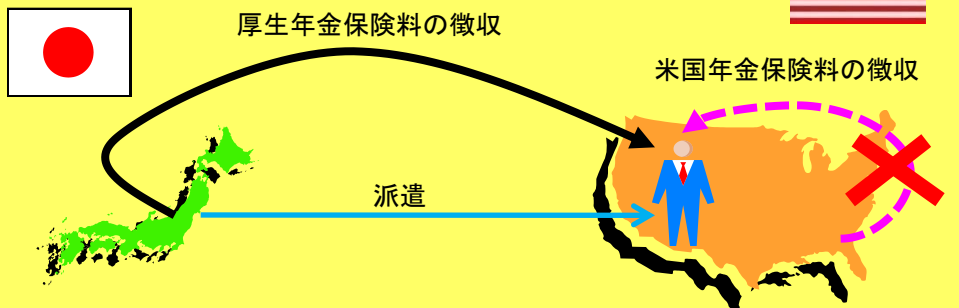
…米国年金の最低加入期間である10年を満たさず、米国年金は不支給。

(米国年金の最低加入期間: 10年)



○ 協定発効後

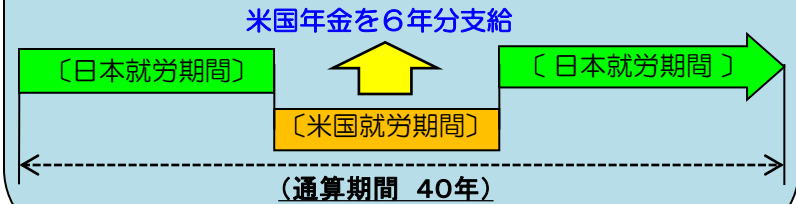
【二重負担の解消】



○ 短期の派遣（5年以内）の場合は、日本の制度にのみ加入し、米国制度への加入義務免除（原則は就労国で加入）。

【年金受給資格期間の通算】

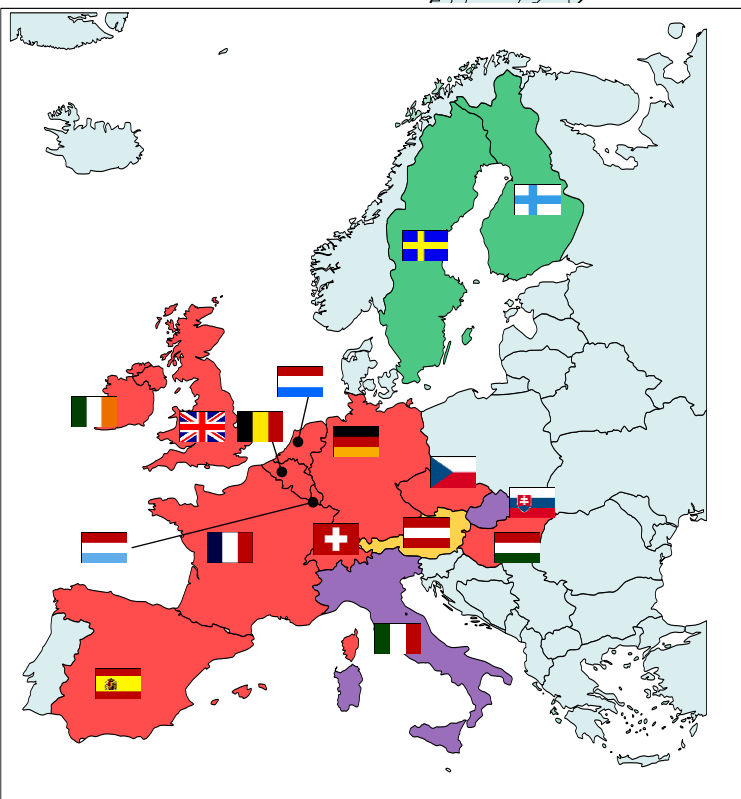
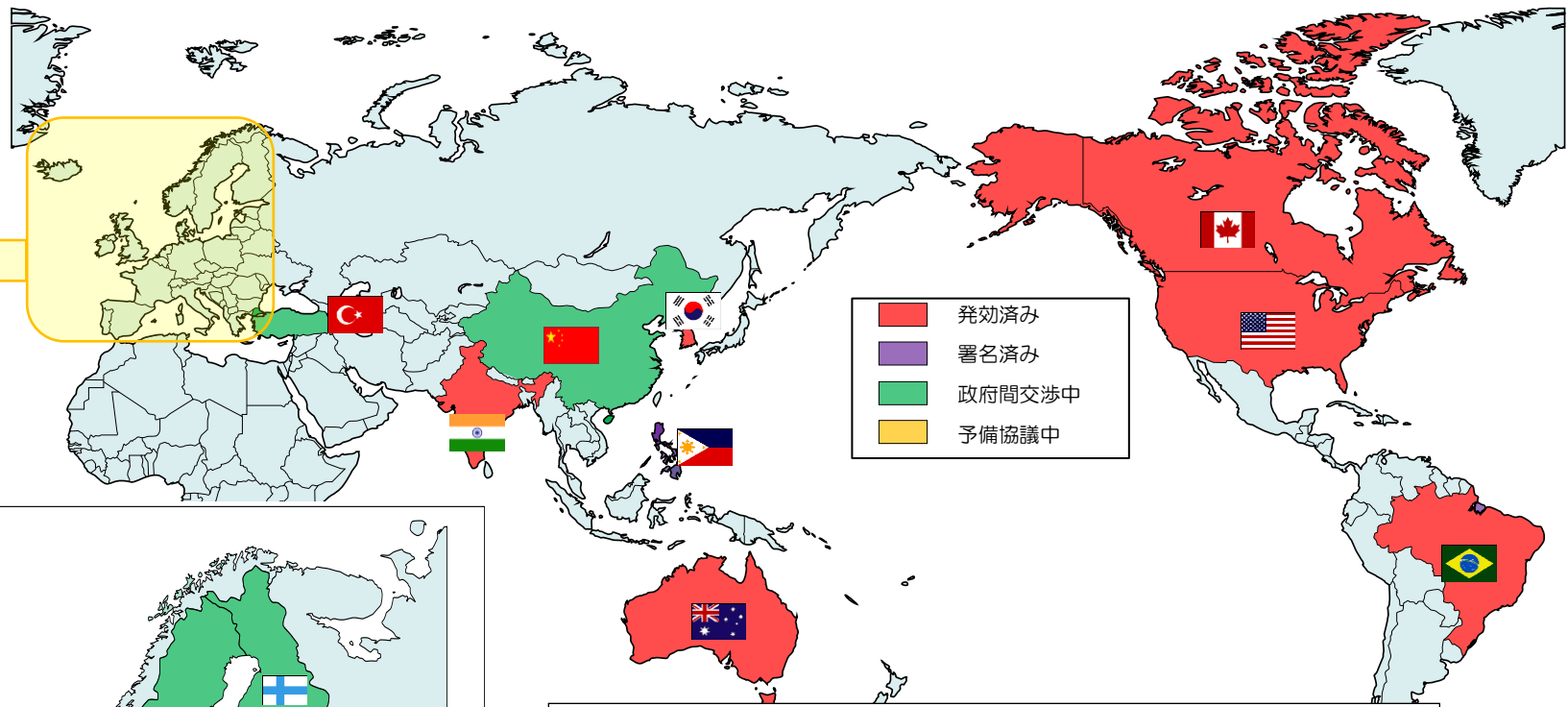
…両国の期間を通算すると40年(34年+6年)となり、米国年金の最低加入期間を満たし、米国年金の受給が可能（ただし、支給額は6年分）。



○ 日本が社会保障協定を締結（発効済み）している国（17カ国）：ドイツ、英国、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク。（英国及び韓国については通算規定を含まない。）

社会保障協定の締結状況

2017年8月1日現在



(1) 発効済み 17カ国			
ドイツ	平成12年 2月発効	カナダ	平成20年 3月発効
英国	平成13年 2月発効	オーストラリア	平成21年 1月発効
大韓民国	平成17年 4月発効	オランダ	平成21年 3月発効
アメリカ	平成17年10月発効	チェコ	平成21年 6月発効(※)
ベルギー	平成19年 1月発効	スペイン	平成22年12月発効
フランス	平成19年 6月発効	アイルランド	平成22年12月発効
ブラジル	平成24年 3月発効	スイス	平成24年 3月発効
ハンガリー	平成26年 1月発効	インド	平成28年10月発効
ルクセンブルク	平成29年 8月発効		
(※)平成29年2月に改正議定書に署名			
(2) 署名済み 3カ国			
イタリア	平成21年 2月署名	フィリピン	平成27年11月署名
スロバキア	平成29年 1月署名		
(3) 政府間交渉中 4カ国			
スウェーデン	平成28年6月第2回政府間交渉実施	トルコ	平成28年4月第5回政府間交渉実施
中国	平成29年4月第7回政府間交渉実施	フィンランド	平成29年7月第1回政府間交渉実施
(4) 予備協議中 1カ国			
オーストリア	平成29年1月第5回当局間協議実施		

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための
国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第62号)

＜主要項目＞

- (1) 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えるという観点から、受給資格期間の短縮を行う。(税制抜本改革の施行時期にあわせて施行)
- (2) 基礎年金国庫負担1/2が恒久化される特定年度(平成16年改正法で「別に法律で定める年度」と規定)を平成26年度と定める。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)
- (3) 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。(平成28年10月から施行)
- (4) 厚生年金、健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。(平成26年4月から施行)
- (5) 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)
- (6) 低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置を講ずる。高所得者の年金額調整、国民年金第1号被保険者に対する産前産後の保険料免除措置について検討する。

注) (1)、(2)、(5)については、税制抜本改革により得られる税金(消費税込)を充てる。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第63号)

＜主要項目＞

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

＜施行日＞

(1)～(5):平成27年10月1日

(6) 公務員の恩給期間に係る追加費用削減:平成25年8月1日

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

(平成24年11月16日成立・26日公布 平成24年法律第99号)

1. 法律の概要

(1) 基礎年金国庫負担2分の1関係

- ① 平成24年度及び25年度について、国庫は、消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債(つなぎ国債)により、基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担する。
- ② 平成24年度及び25年度の国民年金保険料の免除期間について、基礎年金国庫負担割合2分の1を前提に年金額を計算する。
※ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。(20年度:3分の1 21年度~23年度:2分の1)

(2) 特例水準の解消関係

- ① 世代間公平の観点から、老齢基礎年金等の年金額の特例水準(2.5%)について、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消する。
※ 現在支給されている年金額は、平成11年から13年までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準(本来水準)よりも、2.5%高い水準(特例水準)となっている。
※ 解消のスケジュールは、H25.10.▲1.0%、H26.4.▲1.0%、H27.4.▲0.5%
- ② これまで年金と連動して同じスライド措置が採られてきたひとり親家庭や障害者等の手当の特例水準(1.7%)についても、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消する。
※ 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成17年法律第9号)の一部改正
※ 解消のスケジュールは、H25.10.▲0.7%、H26.4.▲0.7%、H27.4.▲0.3%

2. 施行期日

- (1) 基礎年金国庫負担2分の1関係 : 公布日(平成24年11月26日)
(2) 特例水準の解消関係 : 平成25年10月1日

年金生活者支援給付金の支給に関する法律 (平成24年法律第102号)

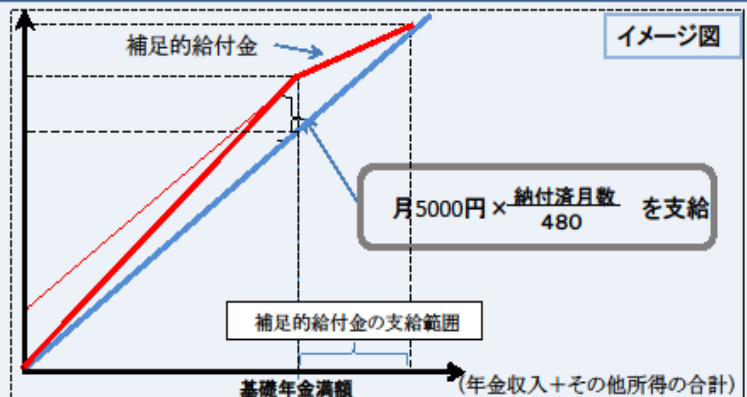
1. 法律の概要

- 所得の額が一定の基準(※)を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎)を支給する。→ 対象者:約500万人
 - ① 基準額(月額5千円)に納付済期間(月数)/480を乗じて得た額の給付
 - ② 免除期間に対応して老齢基礎年金の1/6相当を基本とする給付(※) 住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入+その他所得の合計額が老齢基礎年金満額以下であること(政令事項)
- 所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、上記①に準じる補足的老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間を基礎)を支給する。
→ 対象者:約100万人
- 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する。(支給額:月額5千円(1級の障害基礎年金受給者は、月額6.25千円))
→ 対象者:約190万人
- 年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任することとし、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。

2. 施行期日

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

所要額 約5,600億円



公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第84号)の概要

年金受給資格期間を25年から10年に短縮することについて、平成29年度中から実施できるよう、年金機能強化法(※)を改正し、施行期日等を改める。

※公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)

概要

1. 年金受給資格期間短縮の施行期日の改正

老齢基礎年金等の受給資格期間短縮に係る施行期日を、消費税10%引上げ時(※※)から、平成29年8月1日に改める。
(同年9月分の年金から支給し、初回の支払いは同年10月となる)

2. その他所要の規定整備

施行期日 公布の日(平成28年11月24日)

※※社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(参考)

「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日)(抄)

I. 一億総活躍社会の実現の加速、(3) 社会全体の所得と消費の底上げ

②年金受給資格期間の短縮

無年金の問題は喫緊の課題であり、年金受給資格期間を25年から10年に短縮することについて、平成29年度中に確実に実施できるよう、所要の法案を提出する。

対象者数

約40万人(期間短縮により初めて老齢基礎年金の受給権を得る者)
上記の他、特別支給の老齢厚生年金対象者等を含めると、対象者は約64万人

所要額

約650億円(満年度ベース・平成30年度)
初年度(平成29年度)は約260億円(29年9月~30年1月の計5ヶ月分の支給)

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずる。

概要

1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進(平成29年4月施行)

500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。

(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。)

※平成28年10月から、501人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大を開始している。

2. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除(平成31年4月施行)

次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障。この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ。

3. 年金額の改定ルールの見直し((1)は平成30年4月、(2)は平成33年4月施行)

公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改定に際して、以下の措置を講じる。

(1) マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整。

(2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底。

4. 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し(平成29年10月(一部公布日から3月以内)施行)

合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定を行うとともに、執行機関の業務執行に対する監督を行うほか、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する措置を講ずる。

5. 日本年金機構の国庫納付規定の整備(公布日から3月以内施行)

日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を設ける。